

こんにちは 家畜保健衛生所です

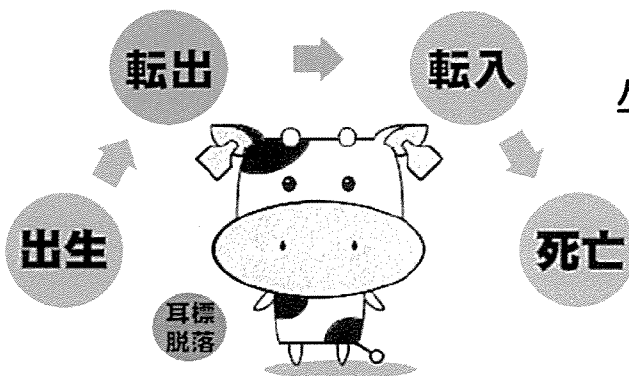
平成27年 10月

牛トレーサビリティ法の届出義務違反について

牛トレーサビリティ法で定められた「出生の届出」において、実際の出生日から遅らせた日を出生日として届け出たとして、熊本県と佐賀県内の農家3人が牛トレーサビリティ法義務違反で九州農政局から届出の修正、再発防止に向けた体制の構築について催告を受けました。

昨年度以降2例の事案が判明し、全国でトレーサビリティ制度の周知、徹底を図っている中での違反事例でした。

飼養者のみなさまにおかれましては、今一度、同法に基づく届出についてご確認いただき遵守くださいますようお願いいたします。



牛の出生や異動の届出は、
速やか、かつ、正確に
行いましょう。

- 牛の管理者には、牛トレサ法に基づく耳標の装着及び各種届出が義務づけられています。
- 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、牛トレサ法に基づく罰則の対象となります。
- さらに、各種補助金の対象から除外されたり、返還を求められる場合もあります。

**届出は、速やかに、
そして正確に！**

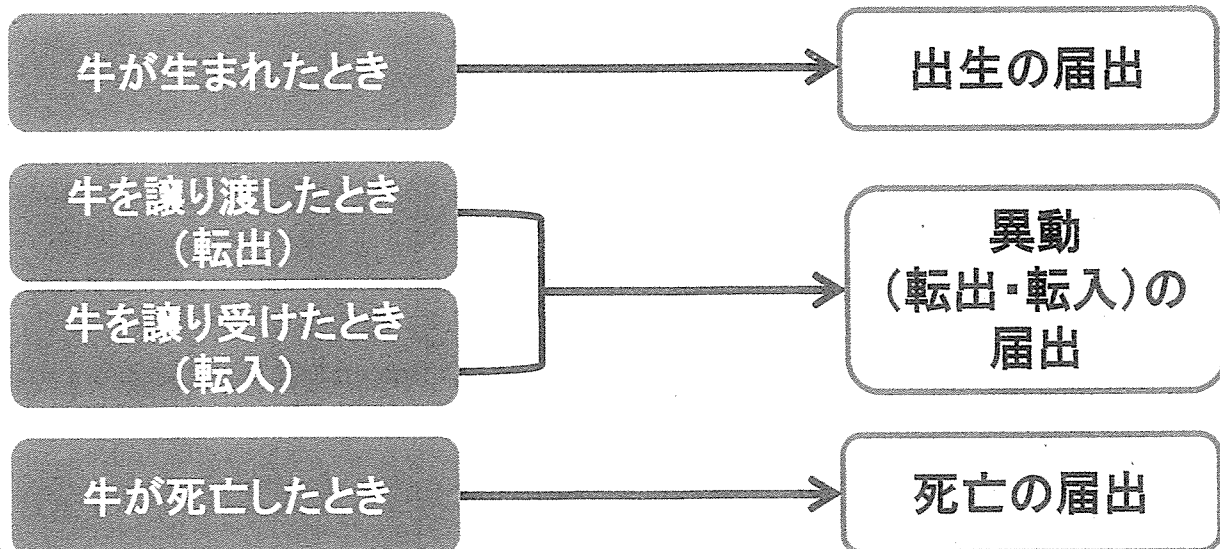


例えば…

**出生年月日や品種などを偽って届出した場合、
行政処分や罰則の対象になったり
補助事業に参加できなくなることがあります！**

- ▷ A県の酪農家は、生まれた乳用雄や交雑種子牛の生年月日を故意に遅らせ、事実と異なる日で届け出ていました。
- ▷ 農政局が立入検査したところ、この酪農家は「子牛市場に上場する際、発育を良く見せるため、出生の年月日を遅らせていた」ことがわかり、行政指導(催告)を受けました。
- ▷ なお、当該子牛は、補給金や補助事業の月齢要件を満たしていなかったことから、この酪農家は、補給金及び補助金相当額の賠償を求められました。

**こんなときは、
家畜改良センターに届出が必要です！**



お問い合わせ 近畿農政局奈良地域センター 0742-32-1874